

「まちの職人さん」募集

(社会福祉法人 六親福祉会 あしはらの園 小規模契約事業者登録要領)

1 【登録制度の概要】

この制度は、社会福祉法人 六親福祉会 あしはらの園、設立後 10 数年が経過し、営繕工事、修繕が増加してきました。今回、小規模な工事、修繕のうち「契約額が 50 万円未満で内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約」を希望する方をあらかじめ登録し、指名業者選定の対象とすることによって、地元地域業者の受注機会を拡大するものです。

2 【申請できる方】

小城市及びその周辺に住所を有し、かつ事業の本拠地を同地に置く方。

3 【申請できない方】

- ① 2 の申請できる方以外の方（他の町に本店がある場合など）
- ② 成年被後見人・被保佐人、破産者で復権を得ていない方。
- ③ 納税について滞納がある方。

4 【登録申請及び登録機関等】

- ① この登録申請は、平成 26 年 10 月 1 日から随時受付、登録します。
- ② 登録の有効期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとし、その後 2 年ごとに改めて申請による受付登録を行います。

5 【契約の方法】

- ① 見積指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低い価格の見積書を提出した者と契約する事になります。
- ② 契約を締結する事となった場合は、発注担当者と請書により契約します。この場合、契約保証金などは不要です。
- ③ 請け負った契約は、自ら履行することとし、下請けは認めませんので、希望業種の範囲は自ら施工（履行）できる業種（5 業種以内）を得意な順に記載して下さい。
- ④ 請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後、請求書に基づき支払います。支払期間は、正当な請求書を受けた日の翌月末です。前払金、中間支払はありません。

6 【登録の取り消し】

契約に関して、談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行った場合、録者が請負に関して不正または不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

7 【登録者名簿の公開及び注意事項】

- ① この登録者名簿は、契約制度の透明性を向上するためホームページ上に公開いたしますので、あらかじめご了承の上、申請して下さい。
- ② この登録申請をした方は、指名業者の選定対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。

登録申請受付・お問い合わせは

〒849-0314

佐賀県小城市芦刈町三王崎 1523

社会福祉法人 六親福祉会 あしはらの園

事務長 戸野 保

メール t-ono@harano-clinic.org

電話 0952-51-503